

「学校教育法第 69 条の 3 第 1 項」、「東北学院大学学則第 1 条の 2」並びに「東北学院大学点検・評価に関する規程」により、平成 18 年度に自己点検・評価を実施しました。本学における近年の諸改革の評価を獲得しながら、それを社会に広く公表することで、今後の改革のための有効な助言と協力を得ることができることを望みます。